

平成25年第1回基山町議会（臨時会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成25年4月26日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成25年4月26日	13時30分	議長	鳥飼勝美	
	閉会	平成25年4月26日	15時41分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 (欠員1名)	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	神 前 輔 行	出	7番	後 藤 信 八	出
	2番	久 保 山 義 明	出	8番	大 山 勝 代	出
	3番	牧 菌 綾 子	出	10番	品 川 義 則	出
	4番	木 村 照 夫	出	11番	林 博 文	出
	5番	河 野 保 久	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	重 松 一 徳	出	13番	鳥 飼 勝 美	出
会議録署名議員	1番	神 前 輔 行		2番	久 保 山 義 明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴 田 し の ぶ		(係長) 藤 田 和 彦		(書記) 寺 崎 一 生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	小 森 純 一				
	副 町 長	田 代 正 好				
	教 育 長	大 串 和 人				
	総 務 課 長	酒 井 英 良				
	財 政 課 長	城 本 好 昭				
	健康福祉課長	熊 本 弘 樹				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の一部変更
- 日程第 2 委員の選任
- 日程第 3 一部事務組合議会議員の選任
- 日程第 4 第 19 号議案 専決処分の承認を求めることについて
(基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 第 20 号議案 専決処分の承認を求めることについて
(鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約
を変更する協議)
- 日程第 6 第 21 号議案 専決処分の承認を求めることについて
(平成 24 年度基山町一般会計補正予算 (第 8 号))

(追加日程)

- 日程第 1 常任委員の辞任の件

～午後 1 時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

日程第 1 議席の一部変更

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 1. 議席の一部変更を議題とします。

ただいまより変更議席表を配付します。しばらくお待ちください。

〔変更議席表の配付〕

それでは、会議規則第 3 条第 3 項の規定により、議長は、13番議席の後藤信八議員を 7 番議席に、7 番議席の鳥飼勝美議員を13番議席に変更いたします。議席の移動をお願いします。

日程第 2 委員の選任

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 2. 委員の選任を議題とします。

常任委員については、変更の申し出がありました。

お諮りします。基山町議会委員会条例第 5 条第 2 項の規定によって、委員会の所属を変更したいと思います。変更後の総務文教常任委員会委員に、牧菌綾子議員、木村照夫議員、河野保久議員、大山勝代議員、品川義則議員、鳥飼勝美議員。厚生産業常任委員会委員に、神前輔行議員、久保山義明議員、重松一徳議員、林 博文議員、松石信男議員にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、変更後の総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会の各委員は以上のとおり決定しました。

○議長（鳥飼勝美君）

お諮りします。後藤信八議員を新たに厚生産業常任委員に指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、後藤信八議員を厚生産業常任委員に選任することに決定いたしました。

正副委員長については、委員による互選をいただき、後ほど報告いたします。

ここで暫時休憩をします。

～午後 1 時33分 休憩～

～午後 1 時39分 再開～

○副議長（林 博文君）

休憩中の会議を再開します。

ただいま議長から総務文教常任委員の辞任願が提出されました。常任委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 博文君）

異議なしと認めます。したがって、常任委員の辞任の件を日程に追加し追加日程第 1 として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決まりました。

追加日程第 1 常任委員の辞任の件

○副議長（林 博文君）

追加日程第 1. 常任委員の辞任の件を議題とします。

この場合、地方自治法第117条の規定によって議長は除斥の対象になりますので、議長の退場を求めます。

〔議長退場〕

○副議長（林 博文君）

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当ではありませんし、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、総務文教常任委員を辞任したいとの申し出があります。

ここでお諮りします。辞任について許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 博文君）

異議なしと認めます。よって、議長の総務文教常任委員の辞任を許可することに決しました。

ここで議長の入場を許可します。

〔議長入場〕

○副議長（林 博文君）

それでは、議長とここで交代をいたします。ありがとうございました。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（鳥飼勝美君）

引き続き委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、基山町議会委員会条例第5条第1項によって、木村照夫議員、河野保久議員、重松一徳議員、後藤信八議員、品川義則議員、松石信男議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

お諮りします。広報編集委員会委員の選任については、基山町議会委員会条例第5条第1項によって、神前輔行議員、久保山義明議員、牧菌綾子議員、木村照夫議員、重松一徳議員、大山勝代議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。ただいま指名いたしました諸君を広報編集委員会委員に選任することに決しました。

委員の任期は、委員会条例第5条第3項の規定により前任者の残任期間となります。正副委員長については、委員による互選をいただき、後ほど報告します。

お諮りします。ここで新しく議会改革特別委員会委員に後藤信八議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。ただいま指名しました後藤信八議員を議会改革特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第3 一部事務組合議会議員の選任

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 一部事務組合議会議員の選任を議題とします。

一部事務組合議会議員については、辞任の申し出がありますので、補欠選挙を行います。また、基山町議会議長の交代により組合議会議員も交代となります。

まず、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会議員を選出します。組合規約第5条で基山町の定数は3人となっております。第6条で関係市町の議会において議員の中から選挙するとなっています。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選の方法で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、指名推選の方法で選挙を行います。

議長は、神前輔行議員、重松一徳議員、鳥飼勝美議員を指名推選します。以上3名の議員を筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会の議員とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、神前輔行議員、重松一徳議員、鳥飼勝美議員を筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会の議員とすることに決しました。

次に、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙です。

広域連合規約では、関係市町の定数は1名で、第8条第1項では、広域連合議員は関係市町の議会の議員のうちから各関係市町の議会において選挙すると規定しています。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選の方法で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、指名推選の方法で選挙を行います。議長は、林 博文議員

を指名推選します。林 博文議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、林 博文議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員とすることに決しました。

次に、鳥栖地区広域市町村圏組合議会議員の選挙です。

組合議会では、第5条で基山町からの議員定数は2名で、第6条で組合議員は関係市町の議会の議長及び議員のうちから選出された者をもって充てると規定しています。よって、議長のほかに1名の議員を選出する必要があります。

議長は、牧菌綾子議員を指名推選します。議長のほか牧菌綾子議員を鳥栖地区広域市町村圏組合議会の議員とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、議長のほか牧菌綾子議員を鳥栖地区広域市町村圏組合議会の議員とすることに決定しました。

次に、鳥栖三養基地区消防事務組合議会議員の選出です。

組合格約では、第5条で基山町からの議員定数は2名で、第6条で組合議員は関係市町の議会の議長及び議員のうちから選出された者をもって充てると規定しています。よって、議長のほかに1名の議員を選出する必要があります。

議長は、久保山義明議員を指名推選します。議長のほか久保山義明議員を鳥栖三養基地区消防事務組合議会の議員とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、議長のほか久保山義明議員を鳥栖三養基地区消防事務組合議会の議員とすることに決定しました。

報告します。三神地区環境事務組合議会議員については、組合格約第6条で関係市町の議会の長と規定しておりますので、必然的に議長が組合議会議員となります。

ここで、午後2時まで休憩いたします。

～午後 1 時49分 休憩～

～午後 2 時00分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

ここで諸般の報告をいたします。

各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいましたので報告をいたします。

総務文教常任委員長に品川義則議員、副委員長に木村照夫議員、厚生産業常任委員長に重松一徳議員、副委員長に久保山義明議員、議会運営委員会委員長に後藤信八議員、副委員長に河野保久議員、広報編集委員会委員長に大山勝代議員、副委員長に牧菌綾子議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

議会改革特別委員会においても委員長の互選が行われ、委員長に久保山義明議員、副委員長に品川義則議員が互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4 ～ 6 第19号議案～第21号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 4. 第19号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）から日程第 6. 第21号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第 8 号））までを議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平成25年第 1 回臨時議会に付議いたします議案について、提案理由を御説明いたします。

今回提案いたします第19号議案から第21号議案につきましては、平成25年 3 月に行いました専決処分について議会の承認をお願いするものでございます。順次専決処分の内容について御説明申し上げます。

まず、第19号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）についてでございます。

地方税の一部を改正する法律（平成25年法律第 3 号）が平成25年 3 月30日に公布され、平

成25年4月1日から施行されることに伴い、基山町国民健康保険条例を改正することが急務であったため、平成25年3月30日付で専決処分を行ったものでございます。

これは、国民健康保険税において、特定世帯に対して既に講じられている特定世帯移行後5年目までの軽減措置に加え、特定世帯移行後6年目から8年目までの間についても平等割額の4分の1を軽減する措置を講ずるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第20号議案 専決処分の承認を求めることについて（鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約を変更する協議）についてでございます。

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称変更され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更を行う必要があったことから、平成25年3月29日付で専決処分を行ったものでございます。

改正の内容は、規約第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

次に、第21号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第8号））についてでございます。地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金等の交付額が3月末に確定したことに伴い、一般会計予算の補正が急務なため、平成25年3月29日付で専決処分を行ったものでございます。

これは、歳入歳出予算総額58億1,618万2,000円から82万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ58億1,535万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

以上、提案理由について御説明いたしましたが、御審議、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、私のほうから第19号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

専決処分の理由でございますが、国保の2人世帯で1人が後期高齢者医療制度に移行しもう1人が国保に残った世帯を特定世帯と申しますが、この特定世帯につきましては5年間平等割が2分の1軽減されていたのですが、さらに、6年目から8年目につきましても4分の1の軽減を行うという地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行されることにより、これにあわせて基山町国民健康保険条例を改正する必要がありますが、議会を招集する時間的ないともがございましたので、専決処分を行わせていただいたものでございます。

3ページが改正文でございますが、内容につきましては、主なものを新旧対照表によりまして説明いたします。

議案資料の1ページをお願いいたします。

右のほうは改正前、左が改正後でございます。アンダーラインのところは改正をお願いしている部分でございます。

第11条でございますが、特定世帯に移行後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にある世帯を特定継続世帯と規定し、医療分の平等割を4分の1軽減を行って2万5,500円と設定するものでございます。

第14条につきましては、後期高齢者支援金など課税額の平等割を特定継続世帯について4分の1の軽減を行って4,950円に設定するものであります。

第31条については、低所得者への保険税の軽減の規定でございます。2ページの(1)につきましては7割軽減、(2)につきましては5割軽減、3ページの(3)につきましては2割軽減の規定でございますが、それぞれに特定継続世帯の軽減額を設定させていただいております。

4ページの附則第18項の改正の内容は、東日本大震災に係る居住用財産の敷地の譲渡に係る譲渡期限の特例について、同居の相続人についても特例を受けることができることとする措置を講じたものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、第21号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第8号））の概要につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。

まず、専決の理由といたしましては、歳入につきましては地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、地方交付税などの交付決定が3月末になりましたこと、また、歳出では育英資金の寄附をいただいておりますので、その積み立てのための繰り出しのための補正でございます。地方自治法第179条第1項に規定をされておりますように、議会を招集する時間的余裕がないということで、平成25年3月29日付で専決処分をお願いをいたしたところでございます。

それでは、議案書の10ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに82万6,000円を減額し、総額をそれぞれ58億1,535万6,000円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

概略といたしましては、歳入では、地方譲与税、地方交付税、雑入等を追加及び更正を行い、17款の繰入金のうち公共施設整備基金の繰入金に1億1,530万円の更正をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。10款の教育費に7万円の追加をお願いし、予備費に89万6,000円の減額をお願いをいたし、財源調整を図らせていただいております。

それでは、内容につきまして、事項別明細書により説明を申し上げます。

平成24年度基山町一般会計補正予算（第8号）の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。2款地方譲与税でございます。地方譲与税は、道路の延長、面積の案分等により国から地方へ譲与されるものでございます。まず、1項1目の地方揮発油譲与税につきましては、777万5,000円の追加をお願いをいたしております。それで、平成24年度の譲与の総額は1,740万2,000円となっております。

次のページの2項1目自動車重量譲与税でございます。今回888万9,000円の追加をお願いをいたしております。平成24年度の総額は4,111万4,000円となっております。

続きまして5ページから9ページまでの利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割

交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、県が地方税法に基づき徴収をし、人口、道路の延長、面積等に基づいて市町村へ交付をするものでございます。それぞれ減額をお願いをいたしております。

10ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税でございます。今回普通交付税に537万8,000円、特別交付税に8,820万7,000円の追加をお願いをいたしております。その結果、今回の補正予算によりまして普通交付税の合計額が10億893万円、特別交付税の合計額が1億2,220万7,000円となり、地方交付税の総額が11億3,113万7,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

16款寄附金でございます。1項1目1節育英資金寄附金です。寄附の件数としては2件でございます。7万円の追加をお願いをいたしております。

13ページをお願いいたします。

17款繰入金でございます。1項3目公共施設整備基金繰入金でございます。今回公共施設整備基金の繰入金に1億1,530万円の減額更正をお願いをし、財源調整を図らせていただいております。

14ページをお願いいたします。

19款諸収入でございます。5項3目雑入でございます。新市町村振興宝くじ収益金交付金に530万8,000円の追加をお願いをいたしております。オータムジャンボの収益金に対するものでございます。新市町村振興宝くじ収益金全体では1,514万7,000円となりました。

次に、歳出でございます。

15ページと16ページの4款衛生費、8款土木費につきましては、歳出予算額の増減はございませんが、歳入のところで説明をさせていただきましたように公共施設整備基金繰入金の更正をお願いをいたしておりますので、そのための財源内訳の変更でございます。財源のうち特定財源のその他が減額となりまして、一般財源が同額の増額となっております。

17ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費でございます。歳入で御説明申し上げましたとおり、育英資金寄附金の繰出金として7万円の追加をお願いをいたしております。

18ページをお願いいたします。

14款予備費でございます。今回89万6,000円の減額をお願いをし、財源調整を図らせてい

ただいております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ここで14時40分まで休憩します。

～午後2時17分 休憩～

～午後2時38分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

第19号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）に対する質疑を行います。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

これに直接関連する質問ではありませんけれども、つい先日23日に、政府の社会保障制度改革国民会議が国民健康保険の運営主体を都道府県単位に広げる方向で検討しているというふうに、田村厚生労働大臣が発表されました。このことについて執行部が取得している情報があればお願いします。また、今後の見通しについての所感をお聞かせ願えればと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

ただいまの久保山議員の御質問に回答させていただきます。

今、国の段階でそういったお話が出ておるといのは存じ上げておりますけれども、今のところ具体的に何年度にその部分を移行していくというふうな情報は入ってきておりませんので、現状今の町が行っております国民健康保険の安定した運営に努めていきたいと思っておりますし、また、そういった具体的に詳しい情報が入ってきましたら、議会との情報共有という形でお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、例えばこの都道府県単位になった場合にどういう弊害が起きるか、そういうのがも

しわかればお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

弊害と申しますと、保険者の把握する範囲が変わりますので、地区によって医療費のかかり方が違うと思いますので、そういった部分での不公平感が出る可能性があるのかなというふうには思っておりますけれども、ただ、今、国保ではありませんけれども、後期高齢者については県で統一という形で行っておりますので、それに準じたような形で実際実施をされるとすればそういった形になると思いますので、そういったところから考慮すると、そう制度的に弊害が出てくるというのは現状としてはちょっと想定することができません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

1点だけお伺いします。今回、特定世帯それから特定継続世帯で2分の1なり4分の1なり軽減になるわけですけれども、これによる国保税の収入が減ることでのこの補填ですね。補填なんかはどうなっているのかですね。国からの補填があるのかどうなのか。どういう形で国保税の会計に入ってきているのか。それについて説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

では、松石議員の御質問にお答えしたいと思います。

この軽減をすることによっての国からとかの補填措置はあるのかという御質問ですけれども、これまでも特定世帯については2分の1を減額してきておりましたけれども、この分についても国の特段の予算措置は行われておりませんので、同じように特定継続世帯についてもそういった補填措置はないというふうに思っております。

それで、今回特定世帯に該当してくるのが、まだシステムの改修が済んでおりませんのではっきりした値は申し上げられませんが、大体150世帯が特定継続世帯になって、総額で年間で120万円ほどの影響が出てくるのではないかと推測をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、国がこういう自分たちで法律で決めて軽減措置をとって、それはとるのはいいけれどもそれを補填しないと、あとはその現場でやってくれと、これはどうも納得はいかんわけですけれども、その辺についてはどうなっているんですか。各市町村、各保険者の中ではやむを得ないと、いや、別に第1種交付金なり第2種交付金という形で来ているんだとかというふうになるのか。ちょっと私は国から補填がないというのは、それは120万円といえど大した金じゃないと言われるかもしれんけれども、ちょっと合点がいかんわけですけれども、その辺はどうなっているんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

ただいま松石議員がおっしゃられたことは十分理解することができますけれども、現状としてはそういった形になっておりまして、減額した部分については、もう現役世代というかそういった部分での保険税でカバーをしているというのが現状だと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

私もこれは何回も見ているんですけれども、大変わかりづらいんですね。今松石議員が言われたのも、私もそういうふうに思っているんです。片方で国保を基山町で独立採算でやっているんですね。で、国は地方税法の見直しをして減額をすると、あと運営は各市、町でやってくださいよというのが、やっぱり余りにも無責任という気が私もするんです。

それはそれとして、例えば6年目から8年目までこれは今度4分の1の減額をすると、私も例えば平成25年度の国保の特別会計で保険税の関係で資料なんかを見ているんですけれども、平等割で例えば減額で7割減額、5割減額、2割減額、そして特定世帯の7割減額、特定世帯の5割減額、特定世帯の2割減額、旧被扶養の5割減額と、いろんなこの減額措置があるんですね。そして、また新たに今度継続の特定の4分の1減額と、これは国が決めたんでしょうけれども、この7割とか5割とか2割とか、ここは一体どのような基準に基づいて

減額をされているんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

重松議員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、要するに7割、5割、2割の決定した基準ということになると思いますけれども、この7割、5割、2割の根拠については特段国のほうからなぜ7割かというのをちょっと示されたことがありませんので、確かに国民健康保険については各自治体それぞれの運営ということにはなっておりますが、その減額については、一応国に準じた形でというふうに行わさせていただいているところであります。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これは税務課長の関係になりますか、この今の。特定ないわけではないんですね。必ずあります。どういう基準に基づいて減額というふうなのはですね。一つなぜ私がここを聞くのかと言うと、余りにも煩雑しているというのもあるし、わかりづらいんですね。それで、自分の保険、例えば税の金額を自分で点検をするのになかなかわからないんですね、納付書を見ても。私も納付書を見ているんですけども、なかなかわかりづらいんですね。だから、きちっとやっぱりここは説明をしたほうがいいと。ここの減額、特に減額なんですね。言うように所得に応じてというのはそれはあるんですよ。しかし、それだけじゃない部分があるでしょう、言うように、世帯数に応じてとかいう、世帯の何ですか、とにかく均等割と平等割と所得割の3つでやって、さっき言いましたこの減額については均等割と平等額ありますよね。均等割の場合はわかるんですよ。5割、7割、2割というのはまさしく所得なんですね。ところが、平等割のほうがこの特定世帯の7割、5割、2割があつて、それ別に今度また結局4分の1の減額でしょう、特定世帯で。だから、ここがはっきり私は理解できないんですね、わからないんですね。だから、この辺を説明をお願いしたいんですけども。

○議長（鳥飼勝美君）

ちょっと今話が。担当課長が今度かわったばかりということで、係長なりかなんか打ち合わせ、ちょっと休憩をとらせていただきたいと思います。

～午後2時50分 休憩～

～午後3時18分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議をただいま再開します。

ちょっと時間がたちまして、本当に御迷惑をかけます。

先ほどの重松議員のところでは休憩しておりましたけれども、統一見解といいますか、この問題について担当課長のほうより答弁をお願いしたいと思います。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

大変御迷惑をおかけいたしました。先ほどの特定世帯並びに特定継続世帯に係る3万4,000円が1万7,000円と、特定継続世帯が2万5,500円になるその3万4,000円との差額の部分については、私は何も補填される部分がないというふうに申し上げましたけれども、調整交付金の中で一応国のほうが見ているということになりましたので、訂正をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、松石議員、重松議員よろしいでしょうか、そういうことで。（「了解」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、第19号議案に対する質疑を終結します。

次に、第19号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので討論を終わります。

第19号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決します。本案を原案どおり承認と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立です。よって、第19号議案は原案どおりと決しました。

次に、第20号議案 専決処分の承認を求めることについて（鳥栖・三養基地区障害程度区

分認定審査会共同設置規約を変更する協議)に対する質疑を行います。重松議員。

○6番(重松一徳君)

これは専決処分されている部分ですので、あえて質問させていただきますけれども、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と、略称障害者総合支援法ですか、というふうに名称が変わったんですね。私は、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の議員でもありまして、そのときの3月議会で条例改正があったんですね。その中身がまさしくこの障害者自立支援法から略称障害者総合支援法に変わったという部分だったんですね。それで、基山はこれは関係なかったのかなというふうに思っていたんですけども、まあ関係があったという形で今回出てきた部分ですね。で、私はこれ自体に対しておかしいと言っているわけじゃないんですね。ただ、本当に3月議会に間に合わなかったのかと、これは鳥栖・三養基の市町村圏組合全てにかかわる中身ですので、鳥栖とか、みやき町、上峰町は、これに対してどのような扱いをしたのかという部分では、私も詳しくはわかりませんが鳥栖は多分3月議会でこれは審議をされていると思うんですね。基山は3月議会に間に合わなかったという形で今回のこれは専決処分という形になったのか、この辺の関係ですね。なるべく私は専決処分はしないほうがいいんだと、やっぱり間に合えば定例議会、場合によっては臨時議会を開いてもきちっとやるほうがいいというふうに思っておりますけれども、この辺について執行部の答弁をお願いいたします。

○議長(鳥飼勝美君)

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長(熊本弘樹君)

重松議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに今重松議員のほうから御指摘をいただきましたように、本来は地方自治法252条6に基づき、同法252条の第3項により議会の議決をいただかなければならない事項でございます。ただ、規約の変更が急務であり、議会をそのときに招集する時間がございましたので専決をお願いした次第でありますし、重松議員が言われますように、そういった議会の議決を本来得なければいけない部分については、なるべく専決処分を行うことなく議会の議決を求めていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第20号議案に対する質疑を終結します。

次に、第20号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので討論を終わります。

第20号議案 専決処分の承認を求めることについて（鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約を変更する協議）を採決します。本案を原案どおり承認と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第20号議案は原案どおり承認すると決しました。

次に、第21号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第8号））に対する質疑を行います。

議案書の10ページをお開きください。10ページの補正予算（第8号）です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようです。

次、11ページ、第1表歳入歳出予算補正。ございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

この第1表の関係で、ここでちょっとお伺いしておきます。今回の補正、金額から見れば82万6,000円を減額して58億1,535万6,000円というふうになっています。しかし、例えばそれこそ金銭の動きなんですね。歳入で、地方譲与税で1,664万円、地方交付税で9,358万円、約1億1,500万円の金が入ってきているけれども、この入ってきた金を結局繰入金、基金のほうに戻しましたという中身でなっているんですね。しかし、基山町全体でもともと当初予算で組んだ金額、それに補正を組んだり減額したり当然更正もあるんですけども、一体どれだけの金が動いたのかというのがわからないんですね。もともとはこの1億1,500万円今回繰り入れされておりますけれども、その前にも3月議会でも繰り入れをした

んですけどもね。もともとはまだ基山町はこの金額は動いたんだと動く予定だったんだと。しかし、実際は基金を戻して動かなかったという形なんですね。私たちがなぜここを聞くのかというと、表向きは確かにそれだけしか動いていないけれども、それは歳入と歳出の関係なんですね。出し入れの関係では動いてないけれども、本来これは、財務している人はよくわかると思うんですけども、実際の金の動きなんですね。実際の金の動きは、この金額以上に動いているんだというふうなところの捉え方ですよ。基山町は一体どれだけの金在实际動いたんですか、この1年間で。歳入歳出も含めて、出し入れしたから動いていないじゃなくて、出した分も動いているし、また繰り入れた部分も本当は動いているんですね、計算上は。それからすると、私は64億円ぐらいになるのではないのかなというふうに思いますけれども、こういうのも計算されたことはありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

わかりますか。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今重松議員が言われた質問に直接回答になるかどうかわかりませんが、今回の補正予算につきましては、歳出の58億円ですね、この歳出を賄うために歳入が足りませんでしたので1億1,500万円を公共施設基金から、一般的に言えば貯金を崩して補填をしないと支出ができなかったけれども、地方交付税とかで新たな収入が見込めるようになりましたので、貯金を崩さなくて済むようになったという予算であるというふうに理解をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

例えばこれはそういうふうにプラスマイナスだから考えるからなるけれども、実際基山町が動かそうと思った金、動かせる余裕があった金を含めて。私の問い方がおかしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

確かに重松議員おっしゃることもわかりますけれども、これが判明して補正、専決にお願いできるのが3月の二十何日ですので、24年度の現年度予算にはもうどうにもなりませんので、その金額については25年度に繰り越して使うようになりますので、25年度の財源として

これが生きてくるということになりますので、この場合は基金が1億1千何百万円ですね、公共整備基金がふえるという結果にはなりますけれども。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、12ページ、歳出です。

それでは、事項別明細に移ります。事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入、2款1項1目地方揮発油譲与税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。2款2項1目自動車重量譲与税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、5ページ、3款1項1目利子割交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページの4款1項1目配当割交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、7ページの5款1項1目株式等譲渡所得割交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6款1項1目地方消費税交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7款1項1目自動車取得税交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9款1項1目地方交付税。重松議員。

○6番（重松一徳君）

ここが一番大事なところだと思うんですけども、地方交付税が約9,358万円補正があったと、普通交付税が538万円とか書いてありますけれども、当初予算からすると多分金額的には物すごい金額になるんですね。当初予算は多分7億6,000万円かそれぐらいだったと思うんですね。しかし、実際は見てある11億円来ていると、約3億5,000万円かもう少しありますか、ふえているんですね、当初予算から見ると。しかし、25年度当初予算は24年度当初予算よりも1,593万円減額したんですね。この減額した中に、職員給与が7月から県のほうから地方交付税で7.8%減額と。しかし、実際は11億円来ているんですから、やっぱり4億円ぐらい違うんですね。当初予算と実際に最終的に3月で数的には。これはことしだけに限らないんですね。小泉内閣のときに三位一体で確かに減りましたけれども、その後はずっと地方交付税は金額的にはふえてきていると思うんですね。そうすると、当初予算を組むときの計算と実際こうしてから最終的に3月末で来た場合の金額の差、こういった余りにもちょっと幅があるというふうに思いますけれども、この辺の原因、問題、それと、当初予算の組むとき、これは基準財政需要額と収入額に応じてされているのかもしれませんが、この辺について説明をお願いいたします。（「休憩してもらってもいいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

答弁調整で休憩をとります。

～午後3時34分 休憩～

～午後3時37分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

普通交付税は不確定な部分が多うございます。何年か前にも例えば1億円とか2億円とか1年で下がったこともありますので、確実な額を当初予算では計上はさせていただいております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。後藤信八議員。

○7番（後藤信八君）

特別交付税が8,800万円追加されてこれで確定ということだと思いますが、これはどういうお金やったのですかね。それと、その算出の根拠というか、普通交付税のほうはそのマイナスの基準財政収入という算出根拠があると思うんですけれども、特別交付税はたしか何か大臣のつかみ金みたいなことを聞いたんですけれども、その辺のあれは何か説明できるものがあればよろしく。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

議員がおっしゃいますように、特別交付税については中身を県のほうから発表されませんので確かなことはわかりませんが、申請段階ではルール分と特別事情分というのがありまして、ルール部分が基山の場合は2千何百万円です。あとの特別事情部分が1億円とかいうことで申請はしますけれども、結果的には8,800万円と当初予算の3,400万円ですかね、それで1億2,200万円ぐらいで総額は来ますけれども、さっきも申し上げましたように中身、ルール部分が幾らで特別事情部分が幾らというふうには県から発表されませんので、詳しくはわかりません。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。11ページ10款1項1目交通安全対策特別交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。16款1項1目教育費寄附金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、17款1項3目公共施設整備基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、19款5項3目雑入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

歳出に行きます。

15ページ4款1項2目塵芥処理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8款2項1目道路維持費、2目道路新設改良費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、10款1項2目事務局費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14款1項1目予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で第21号議案に対する質疑を終結します。

次に、第21号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので討論を終わります。

次に、第21号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第8号））を採決します。本案を原案どおり承認と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第21号議案は原案どおり承認すると決しました。

以上をもちまして、平成25年第1回基山町議会臨時会を閉会します。

～午後3時41分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 後藤 信 八

基山町議会副議長 林 博 文

基山町議会議長 鳥飼 勝 美

基山町議会議員 神 前 輔 行

基山町議会議員 久保山 義 明